

聖籠町教育委員会告示第3号

聖籠町教育委員会における非常勤職員取扱要綱及び聖籠町立学校非常勤講師取扱要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年 3月27日

聖籠町教育委員会教育長 近 藤 朗

聖籠町教育委員会における非常勤職員取扱要綱及び聖籠町立学校非常勤講師取扱要綱を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 聖籠町教育委員会における非常勤職員取扱要綱(平成17年聖籠町教育委員会告示第5号)
- (2) 聖籠町立学校非常勤講師取扱要綱(平成12年聖籠町教育委員会告示第1号)

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。